

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

ページ

規 則

- 総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則……………（人事課） 1
○北海道行政組織規則の一部を改正する規則……………（人事課） 2

訓 令

- 北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（人事課） 7

規

則

総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第25号

総合振興局長等事務委任規則の一部を改正する規則

総合振興局長等事務委任規則（昭和23年北海道規則第80号）の一部を次のように改正する。

経済部の項に次の1事項を加える。

- 10 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第17条第1項及び第45条第2項の規定による報告徴収及び立入検査に関すること。ただし、知事が自らその権限を行うことを妨げるものではない。

農政部の項1の事項中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「第85条の3第1項」を「第102条第1項」に改め、同事項ただし書中「(14)の事項」を「(15)の事項」に改め、同事項(1)中「第24条から第26条」を「第30条から第32条」に改め、同事項(2)を削り、同事項(3)中「第33条の6」を「第45条」に改め、同事項中(3)を(2)とし、同事項（3の2）中「第34条の2第3号」を「第47条第3号」に改め、同事項中（3の2）を(3)とし、同事項(4)中「第43条第2項及び第3項」を「第58条第2項及び第3項」に、「定款及び共済規程」を「定款等」に改め、同事項(20)及び(21)を削り、同事項(19)中「第2条の4第4項」を「第18条第3項」に改め、同事項中(19)を(23)とし、同事項(18)中「第2条の4第2項」を「第18条第2項」に改め、同事項中(18)を(22)とし、同事項(17)中「第2条の4第1項」を「第18条第1項」に改め、同事項中(17)を(21)とし、同事項(16)中「農業災害補償法施行令（昭和22年政令第299号）第2条の3」を

「農業保険法施行令（平成29年政令第263号）第15条」に改め、同事項中(16)を(20)とし、同事項(15)中「第150条の2第1項ただし書」を「附則第2条第1項ただし書」に改め、同事項中(15)を(16)とし、(16)の次に次のように加える。

- (17) 農業災害補償法の一部を改正する法律（平成29年法律第74号。以下この事項において「改正法」という。）附則第7条の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、改正法による改正前の農業災害補償法（昭和22年法律第185号。以下この事項において「改正前の法」という。）第87条の2第4項の規定による共済掛金及び賦課金の滞納処分についての認可に関すること。

- (18) 改正法附則第7条の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、改正前の法第104条の3第2項の規定による共済関係を成立させないことを相当とする農業保険法施行規則（平成29年農林水産省令第63号）による改正前の農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）第27条の2で定める事由の存する旨の認定に関すること。

- (19) 改正法附則第7条から第9条までの規定によりなお従前の例によることとされる場合において、改正前の法第107条第4項、第115条第4項（同条第9項において準用する場合を含む。）、第120条の7第5項及び第9項、第120条の15第6項並びに第120条の23第3項の規定による危険段階別の共済掛金率の認可に関すること。

農政部の項1の事項(14)中「第142条の2から第142条の7」を「第208条から第213条」に改め、同事項中(14)を(15)とし、(13)から（13の3）までを削り、同事項(12)中「第85条の10」を「第112条」に、「条例変更」を「条例の変更」に改め、同事項中(12)を(14)とし、同事項(11)中「第85条の9」を「第111条」に、「廃止」を「全部の廃止」に改め、同事項中(11)を(13)とし、同事項(10)中「第85条の6」を「第107条」に、「共済事業実施区域の拡張」を「共済事業の実施区域の特例」に改め、同事項中(10)を(12)とし、同事項（9の2）中「第85条の4第5項」を「第105条第5項」に改め、同事項中（9の2）を(11)とし、同事項(9)中「第85条の3」を「第102条」に、「認可等」を「実施の認可等」に改め、同事項中(9)を(10)とし、同事項(8)中「第85条の2第2項」を「第101条第2項」に改め、同事項中(8)を(9)とし、(7)を削り、同事項（6の2）中「第58条」を「第86条」に改め、同事項中（6の2）を(8)とし、同事項(6)中「第48条第2項及び第3項」を「第67条第2項及び第3項」に改め、同事項中(6)を(7)とし、同事項(5)中「第46条第2項及び第3項」を「第65条第2項及び第3項」に改め、同事項中(5)を(6)とし、同事項（4の2）中「第43条第4項」を「第58条第4項」に、「定款及び共済規程」を「定款等」に改め、同事項中（4の2）を(5)とし、同事項に次のように加える。

- (24) 組合等登記令（昭和39年政令第29号）第14条第4項の規定による理事の解任又は解散の登記の嘱託に関すること。

農政部の項5の事項を次のように改める。

- 5 種苗法（平成10年法律第83号）第62条の指定種苗の集取に当たる職員の指名及び身分を

示す証明書の交付に関すること。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、経済部の項に1事項を加える改正規定は、同年6月15日から施行する。

北海道行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第26号

北海道行政組織規則の一部を改正する規則

北海道行政組織規則（昭和41年北海道規則第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表総合政策部の項中「地域主権・行政局」を「地域振興局」に改め、同表環境生活部の項中「アイヌ政策推進室 環境局」を「環境局」に、「文化・スポーツ局」を「文化局 スポーツ局 アイヌ政策推進局」に改め、同条第3項の表交通政策局の項中「新幹線推進室 物流港湾室」を「新幹線推進室」に改め、同表環境局の項を削り、同表産業振興局の項の次に次のように加える。

森 林 環 境 局	全国育樹祭準備室
-----------	----------

第6条第2項の表政策局の項中「計画推進課 社会資本課」を「計画推進課」に改め、同表地域創生局の項中「地域政策課」を「地域主権課」に改め、同表地域主権・行政局の項中「地域主権・行政局」を「地域振興局」に、「地域主権課」を「地域政策課」に改め、同表環境局の項中「生物多様性保全課 エゾシカ対策課」を「気候変動対策課 生物多様性保全課」に改め、同表文化・スポーツ局の項中「文化・スポーツ局」を「文化局」に、「文化振興課 スポーツ振興課」を「文化振興課」に改め、同項の次に次のように加える。

ス ポ ー ツ 局	スポーツ振興課
アイヌ政策推進局	アイヌ政策課

第6条第3項の表法制文書課の項中「文書館」を「文書館 道史編さん室」に改める。

第7条第2項の総務部行政改革局の事項中第2号を削り、第1号の号番号を削る。

第7条第2項の総合政策部政策局の事項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 政策評価に関すること。

第7条第2項の総合政策部地域創生局の事項を次のように改める。

総合政策部地域創生局

- (1) 北海道創生総合戦略及び人口減少問題対策に関すること。
- (2) 地方分権の推進に関すること。

第7条第2項の総合政策部地域主権・行政局の事項中「総合政策部地域主権・行政局」を「総合政策部地域振興局」に改め、同事項第2号中「地方分権の」を「地域振興の企画、総合調整及び」に改め、同項の総合政策部交通政策局の事項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同事項に次の1号を加える。

(2) 新幹線鉄道の建設の促進に関すること。

第7条第2項の環境生活部アイヌ政策推進室の事項を削り、同項の環境生活部環境局の事項中第4号及び第5号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 気候変動対策の推進に関すること。

第7条第2項の環境生活部文化・スポーツ局の事項中「環境生活部文化・スポーツ局」を「環境生活部文化局」に改め、第2号を削り、第1号の号番号を削り、同事項の次に次の2事項を加える。

環境生活部スポーツ局

スポーツの振興に関すること。

環境生活部アイヌ政策推進局

アイヌ政策の推進に関すること。

第7条第3項の総合政策部交通政策局物流港湾室の事項及び環境生活部環境局低炭素社会推進室の事項を削り、同項に次の1事項を加える。

水産林務部森林環境局全国育樹祭準備室

第44回全国育樹祭に関すること。

第8条の2の行政改革課の事項第8号を削る。

第8条の3第3項中「第7号」を「第9号」に改める。

第8条の5第1項の法制文書課の事項中第15号を削り、第16号を第15号とし、同事項に次の1号を加える。

(16) 道史編さん事業に関すること。

第8条の5第3項中「第15号」を「第14号」に改め、同条に次の1項を加える。

4 道史編さん室の分掌事務は、第1項の法制文書課の分掌事務のうち第16号に掲げる事務とする。

第9条の3の計画推進課の事項を次のように改める。

計画推進課

- (1) 道の総合計画に関すること。
- (2) 政策評価の企画及び調整に関すること。
- (3) 国費予算の総合調整に関すること。
- (4) 社会資本整備の総合調整に関すること。
- (5) 北海道強靱化計画に関すること。

第9条の3の社会資本課の事項を削る。

第9条の6の地域戦略課の事項及び地域政策課の事項を次のように改める。

地域戦略課

- (1) 北海道創生総合戦略の推進及び市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進支援に関すること。
- (2) 人口減少問題対策に関すること。
- (3) 連携地域別政策展開方針の推進管理に関すること。
- (4) 移住、交流施策等の推進に関すること。

地域主権課

- (1) 地方分権の推進に関すること。
- (2) 総合振興局等の在り方に関すること。
- (3) 道州制特区に関すること。

第9条の7の見出し及び同条第1項中「総合政策部地域主権・行政局」を「総合政策部地域振興局」に改め、同項の地域主権課の事項を次のように改める。

地域政策課

- (1) 地域振興施策の企画及び総合調整に関すること。
- (2) 過疎地域、離島等の振興に関すること。

第9条の8の交通企画課の事項第1号中「係る」を「係る企画及び」に、「他部室」を「他部局」に改め、同事項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 物流に係る企画及び総合調整に関すること。

第9条の8の交通企画課の事項に次の2号を加える。

- (5) 港湾に関すること。
- (6) 苫小牧港管理組合及び石狩湾新港管理組合との連絡に関すること。

第10条の2の環境政策課の事項中第5号から第9号までを削り、第10号を第5号とし、第11号を第6号とし、第12号を削り、同条の循環型社会推進課の事項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号及び第7号を削り、第8号を第5号とし、同事項に次の4号を加える。

- (6) 公害の防止に係る規制、指導及び調査に関すること。
- (7) 公害に係る苦情及び紛争の処理に関すること。
- (8) 特定工場の公害防止組織の整備に関すること。
- (9) 苫小牧地方における環境の監視及び調査に関すること。

第10条の2の循環型社会推進課の事項の次に次の1事項を加える。

気候変動対策課

- (1) 気候変動対策に係る企画及び総合調整に関すること。
- (2) 地域エネルギー資源の利活用に関すること（他部課の主管に属するものを除

く。）。

- (3) 環境保全に係る民間企業等との連携・協働に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

- (4) 循環資源利用推進税に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

第10条の2の生物多様性保全課の事項中第7号を第9号とし、第4号から第6号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の2号を加える。

- (4) エゾシカの生息状況及び捕獲に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

- (5) エゾシカの有効活用に関すること（他部課の主管に属するものを除く。）。

第10条の2のエゾシカ対策課の事項を削る。

第11条の2の見出し及び同条第1項中「環境生活部文化・スポーツ局」を「環境生活部文化局」に改め、同項のスポーツ振興課の事項を削り、同条第3項を削り、同条の次に次の2条を加える。

（環境生活部スポーツ局の課）

第11条の3 環境生活部スポーツ局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

スポーツ振興課

- (1) スポーツの振興に関すること。
- (2) スポーツに係る企画及び総合調整に関すること。
- (3) 体育センターに関すること。
- (4) 余暇の充実に関すること。
- (5) 体力づくりの推進に関すること。
- (6) 選手の競技力向上に関すること。
- (7) オリンピック・パラリンピック競技大会等の支援・連携に関すること。

2 オリンピック・パラリンピック連携室の分掌事務は、前項のスポーツ振興課の分掌事務のうち第6号及び第7号に掲げる事務とする。

（環境生活部アイヌ政策推進局の課）

第11条の4 環境生活部アイヌ政策推進局の課の分掌事務は、次のとおりとする。

アイヌ政策課

- (1) アイヌに係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) アイヌ文化の振興及びアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発に関すること。
- (3) アイヌ生活向上推進方策に関すること。

第12条の総務課の事項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第12条の3の国保医療課の事項第2号中「運営指導」を「運営」に改め、同事項第3号を削り、同事項第4号中「関する」を「対する指導等に関する」に改め、同号を同事項第3号とし、同事項第5号中「及び保険薬局並びに保険医及び保険薬剤師」を「等の指導及び監

査」に改め、同号を同事項第４号とし、同事項中第６号を第５号とし、同事項第７号中「運営指導」を「助言及び援助」に改め、同号を同事項第６号とし、同事項に次の１号を加える。

(7) 医療費適正化に関すること。
第12条の４の施設運営指導課の事項第２号中「、指定居宅介護支援事業者」を削り、同条の障がい者保健福祉課の事項第７号中「第87条の４を除き、」を削る。

第13条の３の中小企業課の事項第12号及び第13号を削る。
第14条の４の農業施設管理課の事項に次の１号を加える。

(10) 土地改良施設の突発事故復旧事業に関すること。
第20条の２の都市計画課の事項第９号を削る。
第20条の４第１項の建築保全課の事項中第４号を第５号とし、第３号の次に次の１号を加える。

(4) 国費及び道費に属する建築物の営繕工事等に係る計画（修繕及び改修工事に関するものに限る。）に関すること（他部の主管に属するものを除く。）。
第20条の４第２項中「第４号」を「第５号」に改める。
第29条の表中

北海道政策評価委員会	行政改革局行政改革課
北海道入札監視委員会	行政改革局行政改革課

北海道入札監視委員会	行政改革局行政改革課
------------	------------

北海道史編さん委員会	法務・法人局法制文書課
------------	-------------

北海道政策評価委員会	政策局計画推進課
------------	----------

自治紛争処理委員	地域主権・行政局市町村課
北海道固定資産評価審議会	地域主権・行政局市町村課
北海道本人確認情報保護審議会	地域主権・行政局市町村課
北海道道州制特別区域提案検討委員会	地域主権・行政局地域主権課

--	--

北海道道州制特別区域提案検討委員会	地域創生局地域主権課
自治紛争処理委員	地域振興局市町村課
北海道固定資産評価審議会	地域振興局市町村課
北海道本人確認情報保護審議会	地域振興局市町村課

北海道立アイヌ総合センター指定管理者候補者選定委員会	環境生活部	アイヌ政策推進室
北海道環境審議会		環境局環境政策課
北海道環境影響評価審議会		環境局環境政策課

北海道環境審議会	環境生活部	環境局環境政策課
北海道環境影響評価審議会		環境局環境政策課

北海道社会福祉審議会	保健福祉部	総務課
------------	-------	-----

北海道立アイヌ総合センター指定管理者候補者選定委員会		アイヌ政策推進局アイヌ政策課
北海道社会福祉審議会	保健福祉部	総務課

に改める。
第35条の３第３項の表以外の部分を次のように改める。
次の表の左欄に掲げる総合振興局等は、同表の中欄に掲げる総合振興局等の所管区域のうち、同表の当該右欄に掲げる所管区域に係る事務（第39条第１項の森林室の事項第４号から第８号までに掲げるものに限る。）について所管する。
第35条の３第３項の表中「管轄区域」を「所管区域」に、「空知総合振興局森林室」を「空知総合振興局」に、「石狩振興局森林室」を「石狩振興局」に、「後志総合振興局森林室」を「後志総合振興局」に、「胆振総合振興局森林室」を「胆振総合振興局」に、「渡島総合振興局東部森林室」を「渡島総合振興局」に、「檜山振興局森林室」を「檜山振興局」に、「渡島総合振興局西部森林室」を「渡島総合振興局」に、「上川総合振興局北部森林室」を「上川総合振興局」に、「留萌振興局森林室」を「留萌振興局」に、「宗谷総合振興

局森林室」を「宗谷総合振興局」に、「十勝総合振興局森林室」を「十勝総合振興局」に、「釧路総合振興局森林室」を「釧路総合振興局」に、「根室振興局森林室」を「根室振興局」に改め、同条第4項中「（治山路網に関する部分を除く。）の整備管理」を「の整備管理（路網及び治山に関することを除く。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 空知総合振興局森林室は、石狩振興局森林室が管轄する区域のうち、当別町の区域の道民の森の整備管理（路網及び治山に関することに限る。）について管轄する。

第39条第1項の森林室の事項第8号中「及び道民の森」を削り、同事項第9号及び第10号中「治山路網に関する部分」を「路網及び治山に関すること」に改める。

第40条の2第1項の環境生活課の事項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 消費生活の安定向上に関すること。

第40条の2第1項の環境生活課の事項中第15号を第16号とし、第10号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第9号を第10号とし、同号の前に次の1号を加える。

(9) 文化の振興に関すること。

第40条の5に次の1項を加える。

4 前項及び次条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる建設管理部事業室の課及び建設管理部出張所は、同表の右欄に掲げる事務を所掌する。

名 称	所掌事務
留萌振興局留萌建設管理部羽幌出張所	留萌振興局留萌建設管理部遠別出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること。
宗谷総合振興局稚内建設管理部事業室事業課	宗谷総合振興局稚内建設管理部歌登出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること（漁港に関することを除く。）。
オホーツク総合振興局網走建設管理部事業室事業課	オホーツク総合振興局網走建設管理部斜里出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること。
オホーツク総合振興局網走建設管理部遠軽出張所	オホーツク総合振興局網走建設管理部紋別出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること（道路に関することに限る。）。
	オホーツク総合振興局網走建設管理部興部出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること。
十勝総合振興局帯広建設管理部事業室事業課	十勝総合振興局帯広建設管理部鹿追出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること（道路に関することに限る。）。
	十勝総合振興局帯広建設管理部大樹出張所の担当区域に係る

	公共事業の施行等に関すること（道路に関することに限る。）。
	十勝総合振興局帯広建設管理部足寄出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること（道路に関することに限る。）。
	十勝総合振興局帯広建設管理部浦幌出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること（道路に関することに限る。）。
釧路総合振興局釧路建設管理部事業室事業課	釧路総合振興局釧路建設管理部弟子屈出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること。
釧路総合振興局釧路建設管理部中標津出張所	釧路総合振興局釧路建設管理部根室出張所の担当区域に係る公共事業の施行等に関すること。

別表第1の9の事項の表オホーツク総合振興局網走建設管理部興部出張所の項中「施設保全室」を削る。

別表第9総合政策部の項の次に次のように加える。

環境生活部	アイヌ政策推進監	上司の命を受け、アイヌ政策の推進に関する事務に従事するとともに、当該事務を総括整理する。
-------	----------	--

別表第11の(1)の事項の表中
「
総合振興局等の部、室、課及び課に置く室
」
を
「
総合振興局等
総合振興局等の部、室、課及び課に置く室
」
に改め、別表第11の(2)の

事項の表中

「 総合振興局等の産業振興部農業改良普及センター 」	主任普及指導員	上司の命を受け、改良普及に関する業務、専門の事項の調査研究及び普及指導員の指導等に関する事務に従事するとともに、当該担任の事務に従事する。	を
「 空知総合振興局産業振興部耕地出張所 総合振興局等の産業振興部農業改良普及センター 」	工事次長 主任普及指導員	上司の命を受け、農業農村整備事業の工事に関する事務に従事する。 上司の命を受け、改良普及に関する業務、専門の事項の調査研究及び普及指導員の指導等に関する事務に従事するとともに、当該担任の事務に従事する。	に改める。

別表第15の(1)の事項の表危機対策企画幹の項の次に次のように加える。

危機対策推進幹	上司の命を受け、危機管理及び防災対策の推進等に関する専門的業務に従事する。
---------	---------------------------------------

別表第15の(1)の事項の表指導主任の項及び業務主任の項を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に次の表の左欄に掲げる本庁の室又は課の職員である者は、別に発令をされない限り、同一の勤務条件をもって、同表の当該右欄に掲げる本庁の課の相当の職員となるものとする。

総合政策部政策局社会資本課	総合政策部政策局計画推進課
総合政策部地域創生局地域政策課（移住交流グループの職員である者に限る。）	総合政策部地域創生局地域戦略課
総合政策部地域創生局地域政策課（移住交流グループの職員である者を除く。）	総合政策部地域振興局地域政策課
総合政策部地域主権・行政局市町村課	総合政策部地域振興局市町村課
総合政策部地域主権・行政局地域主権課	総合政策部地域創生局地域主権課
総合政策部交通政策局物流港湾室	総合政策部交通政策局交通企画課
環境生活部アイヌ政策推進室	環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課
環境生活部環境局環境政策課（環境保全グループの職員である者に限る。）	環境生活部環境局循環型社会推進課
環境生活部環境局循環型社会推進課（バイオマスグループの職員である者に限る。）	環境生活部環境局気候変動対策課
環境生活部環境局エゾシカ対策課	環境生活部環境局生物多様性保全課
環境生活部環境局低炭素社会推進室	環境生活部環境局気候変動対策課
環境生活部文化・スポーツ局文化振興課	環境生活部文化局文化振興課
環境生活部文化・スポーツ局スポーツ振興課	環境生活部スポーツ局スポーツ振興課

- 施行日の前日において現に次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に発令をされないものは、引き続き当該右欄の職を命ぜられるものとする。

総合政策部政策局社会資本課国土強靱化担当課長	総合政策部政策局計画推進課国土強靱化担当課長
総合政策部地域主権・行政局市町村課自治体連携担当課長	総合政策部地域振興局市町村課企画・連携担当課長

環境生活部アイヌ政策推進室参事（象徴空間開設支援に関する事務を処理すべきこととされている者を除く。）	環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課長
環境生活部アイヌ政策推進室参事（象徴空間開設支援に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	環境生活部アイヌ政策推進局アイヌ政策課象徴空間担当課長
環境生活部環境局環境政策課環境保全担当課長	環境生活部環境局循環型社会推進課環境保全担当課長
総務部行政改革局行政改革課主幹（政策評価及び公共事業評価に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総合政策部政策局計画推進課主幹
環境生活部環境局循環型社会推進課主幹（循環資源利用促進税に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	環境生活部環境局気候変動対策課主幹
水産林務部森林環境局森林活用課主幹（全国育樹祭に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部森林環境局全国育樹祭準備室主幹
空知総合振興局産業振興部東部耕地出張所次長（工事に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	空知総合振興局産業振興部東部耕地出張所工事次長
空知総合振興局産業振興部南部耕地出張所次長（工事に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	空知総合振興局産業振興部南部耕地出張所工事次長
空知総合振興局産業振興部北部耕地出張所次長（工事に係る事務を処理すべきこととされている者に限る。）	空知総合振興局産業振興部北部耕地出張所工事次長
総務部行政改革局行政改革課主査（政策評価及び公共事業評価に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	総合政策部政策局計画推進課主査
環境生活部環境局循環型社会推進課主査（循環資源利用促進税に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	環境生活部環境局気候変動対策課主査
農政部農村振興局農地整備課主査（事業企画に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	農政部農村振興局農村設計課主査
水産林務部森林環境局森林活用課主査（全国育樹祭に関する事務を処理すべきこととされている者に限る。）	水産林務部森林環境局全国育樹祭準備室主査
後志総合振興局産業振興部農村振興課農村整備係長	後志総合振興局産業振興部農村振興課主査

<table><tr><td>胆振総合振興局森林室森林整備課森林土木係長</td><td>胆振総合振興局森林室森林整備課主査</td></tr><tr><td>渡島総合振興局産業振興部農村振興課施設整備係長</td><td>渡島総合振興局産業振興部農村振興課主査</td></tr><tr><td>留萌振興局森林室森林整備課森林土木係長</td><td>留萌振興局森林室森林整備課主査</td></tr><tr><td>オホーツク総合振興局網走建設管理部興部出張所施設保全室主査</td><td>オホーツク総合振興局網走建設管理部興部出張所主査</td></tr></table>		胆振総合振興局森林室森林整備課森林土木係長	胆振総合振興局森林室森林整備課主査	渡島総合振興局産業振興部農村振興課施設整備係長	渡島総合振興局産業振興部農村振興課主査	留萌振興局森林室森林整備課森林土木係長	留萌振興局森林室森林整備課主査	オホーツク総合振興局網走建設管理部興部出張所施設保全室主査	オホーツク総合振興局網走建設管理部興部出張所主査
胆振総合振興局森林室森林整備課森林土木係長	胆振総合振興局森林室森林整備課主査								
渡島総合振興局産業振興部農村振興課施設整備係長	渡島総合振興局産業振興部農村振興課主査								
留萌振興局森林室森林整備課森林土木係長	留萌振興局森林室森林整備課主査								
オホーツク総合振興局網走建設管理部興部出張所施設保全室主査	オホーツク総合振興局網走建設管理部興部出張所主査								
(北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則の一部改正) 4 北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例第3条第1項の規定により総合振興局が所掌する事務を定める規則(平成22年北海道規則第50号)の一部を次のように改正する。 第1項第4号中「第7号」を「第6号」に改め、第2項第2号中「第9号及び第12号から第14号」を「第10号及び第13号から第15号」に改める。									
<table><tr><td>訓</td><td>令</td></tr></table>		訓	令						
訓	令								
北海道訓令第7号 本 庁 出 先 機 関 北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成30年3月30日 北海道知事 高 橋 はるみ 北海道事務決裁規程の一部を改正する訓令 北海道事務決裁規程(昭和41年北海道訓令第3号)の一部を次のように改正する。 別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第8項中第67号を第68号とし、第54号から第66号までを1号ずつ繰り下げ、同項第53号中「第19条の11第1項及び第3項」を「第19条の12第1項及び第3項」に改め、同号を同項第54号とし、同項第52号中「第19条の10第1項」を「第19条の11第1項」に改め、同号を同項第53号とし、同項中第51号を第52号とし、同項第50号中「の規定」を「(第17条の2第3項において準用する場合及び第19条の10第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定」に改め、同号を同項第51号とし、同項第49号中「の規定」を「(第17条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定」に改め、同号を同項第50号とし、同項第48号中「の規定」を「(第17条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定」に改め、同号を同項第49号とし、同項第47号中「の規定」を「(第17条の2第3項において準用する場合を含む。)の規定」に改め、同号を同項第48号									
とし、同項第46号の次に次の1号を加える。 (47) 第17条の2第1項の規定に基づき、有害使用済機器保管等業者の届出又は届出に係る事項の変更の届出を受理すること。 別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第20項第3号から第5号までの規定中「の規定」を「(第14条の2第9項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定」に改め、同項中第82号を第87号とし、第71号から第81号までを5号ずつ繰り下げ、第70号を第72号とし、同号の次に次の3号を加える。 (73) 省令第13条の9第5項の規定に基づき、主たる事業所の所在地等の変更の届出を受理すること。 (74) 省令第13条の9第6項の規定に基づき、従事者証の住所等の変更の届出を受理すること。 (75) 省令第13条の9第7項の規定に基づき、従事者証の亡失の届出を受理すること。 別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第20項中第69号を第71号とし、第61号から第68号までを2号ずつ繰り下げ、第60号を第61号とし、同号の次に次の1号を加える。 (62) 第75条の2の規定に基づき、公務所又は公私の団体に対し報告を求めること。 別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第20項中第59号を第60号とし、第10号から第58号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。 (10) 第14条の2第4項において準用する第7条第5項の規定に基づき、利害関係人の意見を聴くこと。 別表第4の総合振興局等の本庁環境生活部の分掌事項第27項第1号中「(2以上の総合振興局等の所管区域にわたるものを除く。)」を削り、「こと」の次に「(報告又は帳簿等の提出を求めることにあつては、2以上の総合振興局等の所管区域にわたるものを除く。)」を加え、同表の総合振興局等の本庁保健福祉部の分掌事項第11項中第22号を第26号とし、第21号を第25号とし、同項第20号中「第29条第11項及び第12項」を「第29条第13項又は第14項」に、「及びその旨を公示する」を「又は事業の制限若しくは停止を命じる」に改め、同号を同項第21号とし、同号の次に次の3号を加える。 (22) 第29条第15項の規定に基づき、有料老人ホームの設置者に対して同条第13項又は第14項の規定による命令をした旨を公示すること。 (23) 第29条第16項の規定に基づき、有料老人ホームの設置者に対して同条第14項の規定による命令をした旨を市町村長に通知すること。 (24) 第29条第17項の規定に基づき、介護等の供与を継続的に受けるための援助を行うこと。 別表第4の総合振興局等の本庁保健福祉部の分掌事項第11項第19号中「第29条第9項」を「第29条第11項」に改め、同号を同項第20号とし、同項第18号の次に次の1号を加える。 (19) 第29条第9項及び第10項の規定に基づき、有料老人ホーム情報の報告を受理し、及									

び当該報告された事項を公表すること。

別表第4の総合振興局等の本庁保健福祉部の分掌事項第12項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第28号までを1号ずつ繰り上げ、第29号から第36号までを削り、第37号を第28号とし、第38号から第64号までを9号ずつ繰り上げ、第65号を第56号とし、同号の次に次の9号を加える。

- (57) 第107条第1項の規定に基づき、介護医療院の開設を許可すること。
- (58) 第107条第2項の規定に基づき、介護医療院の入所定員等の変更を許可すること。
- (59) 第107条第6項（第108条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、関係市町村長に通知し、意見を求めること。
- (60) 第108条第1項の規定に基づき、介護医療院の許可を更新すること。
- (61) 第109条第1項の規定に基づき、介護医療院の管理者を承認すること。
- (62) 第109条第2項の規定に基づき、医師以外の者が介護医療院を管理することを承認すること。
- (63) 第112条第1項第4号の規定に基づき、介護医療院の広告事項を許可すること。
- (64) 第113条の規定に基づき、介護医療院の開設者の住所等の変更又は介護医療院の廃止、休止若しくは再開の届出を受理すること。
- (65) 第114条の2第1項の規定に基づき、介護医療院の開設者等に対し、報告若しくは診療録等の提出等を命じ、若しくは出頭を求め、又は職員に、関係者に対し質問させ、若しくは施設等に立ち入り、設備、診療録等を検査させること。

別表第4の本庁保健福祉部の分掌事項第12項中第80号を第89号とし、第67号から第79号までを9号ずつ繰り下げ、第66号を第75号とし、同号の前に次の9号を加える。

- (66) 第114条の2第3項の規定に基づき、処分が行われる必要がある旨の通知を受理すること。
- (67) 第114条の3の規定に基づき、介護医療院の開設者に対し、施設の全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は修繕若しくは改築を命ずること。
- (68) 第114条の4第1項の規定に基づき、介護医療院の開設者に対し、管理者の変更を命ずること。
- (69) 第114条の5第1項の規定に基づき、介護医療院の開設者に対し、同項各号に定める措置をとるべきことを勧告すること。
- (70) 第114条の5第2項の規定に基づき、介護医療院の開設者が勧告に従わなかった旨を公表すること。
- (71) 第114条の5第3項の規定に基づき、介護医療院の開設者に対し、勧告に係る措置をとるべきことを命じ、又はその業務の停止を命ずること。
- (72) 第114条の5第5項の規定に基づき、介護医療院が同条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当する旨の市町村からの通知を受理すること。

(73) 第114条の6第1項の規定に基づき、介護医療院の開設の許可を取り消し、又はその許可の全部若しくは一部の効力を停止すること。

(74) 第114条の6第2項の規定に基づき、介護医療院が同条第1項各号のいずれかに該当する旨の市町村からの通知を受理すること。

別表第4の総合振興局等の本庁保健福祉部の分掌事項第13項第17号中「指定地域密着型サービス事業者」の次に「指定居宅介護支援事業者」を加え、同項第18号中「指定居宅介護支援事業者」を削り、「の許可」を「若しくは介護医療院の許可」に改め、同項第19号中「指定地域密着型サービス事業者」の次に「指定居宅介護支援事業者」を加え、同事項中第14項を削り、第15項を第14項とし、第16項を第15項とし、同事項第17項中第90号を第92号とし、第22号から第89号までを2号ずつ繰り下げ、同項第21号中「第24条の13」を「第24条の13第3項」に改め、同号を同項第23号とし、同号の前に次の1号を加える。

(22) 第24条の13第1項の規定に基づき、指定障害児入所施設の指定の変更をすること。

別表第4の総合振興局等の本庁保健福祉部の分掌事項第17項中第20号を第21号とし、第19号を第20号とし、同項第18号中「第21条の5の27第3項」を「第21条の5の28第3項」に改め、同号を同項第19号とし、同項第17号中「第21条の5の27第2項」を「第21条の5の28第2項」に改め、同号を同項第18号とし、同項第16号中「第21条の5の27第1項」を「第21条の5の28第1項」に改め、同号を同項第17号とし、同項第15号中「第21条の5の26第1項」を「第21条の5の27第1項」に改め、同号を同項第16号とし、同項第14号中「第21条の5の25第4項」を「第21条の5の26第4項」に改め、同号を同項第15号とし、同項第13号中「第21条の5の25第3項」を「第21条の5の26第3項」に改め、同号を同項第14号とし、同項第12号中「第21条の5の25第2項」を「第21条の5の26第2項」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号中「第21条の5の24」を「第21条の5の25」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号中「第21条の5の23第1項」を「第21条の5の24第1項」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号中「第21条の5の22第3項」を「第21条の5の23第3項」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「第21条の5の22第2項」を「第21条の5の23第2項」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「第21条の5の22第1項」を「第21条の5の23第1項」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「第21条の5の21第1項」を「第21条の5の22第1項」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「第21条の5の19第2項」を「第21条の5の20第4項」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「第21条の5の19第1項」を「第21条の5の20第3項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加え、同項を同事項第16項とする。

(4) 第21条の5の20第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の指定の変更をすること。

別表第4の総合振興局等の本庁保健福祉部の分掌事項第18項第3号中「第3条第8項」を「第3条第9項」に改め、同項第15号中「第30条第2項」を「第30条第3項」に改め、同項

を同事項第17項とし、同事項中第19項を第18項とし、第20項から第24項までを1項ずつ繰り上げ、同表の総合振興局等の本庁農政部の分掌事項第14項中第66号を第67号とし、第26号から第65号までを1号ずつ繰り下げ、第25号の次に次の1号を加える。

(26) 第88条の規定に基づき、土地改良事業計画を変更し、又は廃止すること。

別表第4の総合振興局等の本庁農政部の分掌事項中第18項を削り、第19項を第18項とし、第20項から第31項までを1項ずつ繰り上げ、同表の総合振興局等の本庁建設部の分掌事項第4項第1号中「第6条の2第10項」を「第6条の2第5項」に改め、同項第2号中「第6条の2第11項」を「第6条の2第6項」に改め、同項第15号中「第48条第14項ただし書」を「第48条第15項ただし書」に改め、同事項第6項第5号から第7号までの規定、第13項及び第14項中「掲げる建築物」の次に「（同項ただし書に該当するものを除く。）」を加え、同事項第19項中「建築基準法施行細則第4条第1項各号に掲げる建築物以外の建築物の建築について同法第30条第2項の規定による申出がされた場合における同条第1項の認定」を「第1号、第3号から第6号まで及び第9号から第18号までに掲げる事務にあつては、建築基準法第6条第4項又は第18条第3項の規定に基づき本庁に置かれた建築主事が確認済証を交付した建築物であつて、当該確認を受けた建築物の計画について検査済証の交付を受けていないもの及び工事完了届を提出していないもの」に改め、同項第2号中「こと」の次に「（建築基準法施行細則第4条第1項各号に掲げる建築物（同項ただし書に該当するものを除く。）に係るものに限る。）」を加え、同項第7号中「こと」の次に「（建築基準法第6条第1項の規定に基づき、本庁に置かれた建築主事に確認の申請をした建築物の計画に係るものを除く。）」を加え、同項第8号中「こと」の次に「（建築基準法第18条第2項の規定に基づき、本庁に置かれた建築主事に計画の通知をした建築物の計画に係るものを除く。）」を加える。

別表第5の24の事項第1号中「第6条の2第10項」を「第6条の2第5項」に改め、同事項第2号中「第6条の2第11項」を「第6条の2第6項」に改め、同事項第15号中「第48条第14項ただし書」を「第48条第15項ただし書」に改め、同表の26の事項第5号から第7号までの規定及び33の事項中「掲げる建築物」の次に「（同項ただし書に該当するものを除く。）」を加え、同表の34の事項中「掲げる建築物」の次に「（同項ただし書に該当するものを除く。）」を、「係る」の次に「ものを除く。）（振興局長（留萌振興局長を除く。）の権限とされている）」を加え、同表の39の事項中「建築基準法施行細則第4条第1項各号に掲げる建築物以外の建築物の建築について同法第30条第2項の規定による申出がされた場合における同条第1項の認定」を「第1号、第3号から第6号まで及び第9号から第18号までに掲げる事務にあつては、建築基準法第6条第4項又は第18条第3項の規定に基づき本庁に置かれた建築主事が確認済証を交付した建築物であつて、当該確認を受けた建築物の計画について検査済証の交付を受けていないもの及び工事完了届を提出していないもの」に改め、同事項第2号中「こと」の次に「（建築基準法施行細則第4条第1項各号に掲げる建築物（同項ただし書に該当するものを除く。）に係るものに限る。）」を加え、同事項第7号中「こと」の次に「（建築

基準法第6条第1項の規定に基づき、本庁に置かれた建築主事に確認の申請をした建築物の計画に係るものを除く。）」を加え、同事項第8号中「こと」の次に「（建築基準法第18条第2項の規定に基づき、本庁に置かれた建築主事に計画の通知をした建築物の計画に係るものを除く。）」を加える。

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。